

議案第46号

利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年利根町条例第16号）の一部を次のように改める。

附則第2条中「この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に、「平成32年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月4日提出

利根町長 佐々木 喜 章

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)の改正に伴い、利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。